

## 賃 金

Q

パートタイマーで働いているのですが、私たちの賃金の額などどのように決められているのでしょうか。



A

労務の提供に対して得る賃金は、自分や家族の生活を支える大切な

ものです。いろいろな労働条件の中でも賃金は最も重要でその額がいくらかということは大きな問題となります。賃金の最低額については最低賃金法で定められていますが、それ以外の昇給や諸手当などについては、特に法律での定めはありませんので、使用者と自主的に約束することになります。

パートタイム労働法では、通常の労働者との均衡を考慮し、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して賃金を決定するよう努めることとされています。特に、通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者（通常の労働者と職務の内容や人材活用の仕組みや運用などが全雇用期間を通じて同じで、契約期間が実質的に無期契約）に関しては、賃金だけでなくすべての待遇について差別的取扱いが禁止されます。

### 最低賃金について

最低賃金の制度は、都道府県別に賃金の最低限度を定めて、使用者に対して、その額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとするもので、臨時の従業員、パートタイマーなども含めてすべての労働者に適用されます（最低賃金法）。

### 昇給について

労働契約の内容や就業規則の規定によって行われます。

### 賞与・退職金について

賞与・退職金・通勤手当などは、当然支給されるものと考えている人が多いようですが、これらについては特に法律の定めがあるわけではありませんので、使用者と自主的に約束することになります。いずれにしても、働くにあたっては、必ずこれらの支給の有無について確認するようにしましょう。

しかし、労働契約や就業規則に「支給します」などの規定がある場合や、このような規定がなくても過去に支給していた慣行がある場合には、支払を請求することができます。